

公立大学法人大分県立看護科学大学学位規程

平成18年 4月 1日

規程第 69 号

第1章 総則

(目 的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、大分県立看護科学大学学則第37条及び大分県立看護科学大学大学院学則第36条の規定に基づき、大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学 位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

第2章 学士の学位

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与する。

(専攻分野の名称)

第4条 学士の学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、看護学とする。

(学士の学位の授与)

第5条 学長は、学士の学位を授与すべき者に、学位記（第1号様式）を交付する。

第3章 修士の学位

(修士の学位の要件)

第6条 修士の学位は、本学大学院博士課程（前期）を修了した者に授与する。

(専攻分野の名称)

第7条 修士の学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、看護学専攻においては看護学とし、健康科学専攻においては健康科学とする。

(修士論文の提出)

第8条 修士の学位を受けようとするときは、修士論文を研究科長に提出しなければならない。

2 特定の課題についての研究の成果を、前項の修士論文に代えることができる。

(修士論文の審査及び最終試験)

第9条 研究科長は、修士論文を受理したときは、研究科委員会に審査を付託しなければならない。

2 研究科委員会は、付託された修士論文の審査及び最終試験を行うため、研究科委員会で指名する主査1名、副主査2名の審査委員からなる審査委員会を設置する。ただし、審査のため必要があると認めた場合には、学外の教員等を審査委員に加えることができる。

3 審査委員会の委員は教育研究審議会で指名する。

4 修士論文の審査は、口頭又は筆答により行う。

5 最終試験は、口頭又は筆答により行う。

6 最終試験は、修士論文の審査をもって充てることができる。

(審査委員会の報告)

第10条 審査委員会は、修士論文の審査及び最終試験の結果について、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(修士の学位授与の議決)

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、修士の学位授与の可否について議決する。

2 修士の学位を授与するには、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(修士の学位の授与)

第12条 学長は、前条の議決に基づき、修士の学位を授与すると決定した者に、学位記(第2号様式)を交付する。修士の学位を授与しないものと決定した者には、その旨を文書で通知する。

(修士の学位の取消)

第13条 修士の学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けたことが判明したとき又はその名誉を汚すと認められる行為をしたときは、学長は研究科委員会の議を経て修士の学位を取り消し、学位記を返還させることができる。

2 前項の議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第4章 博士の学位

(博士の学位の要件)

第14条 博士の学位は、本学大学院博士課程(後期)を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、本大学院博士課程(後期)に3年以上在学し、特別研究を除く所定の単位をすべて修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者については退学した日から起算して3年以内であれば、博士論文の提出を認める。博士論文の審査に合格し博士課程(後期)を修了したものと同等以上の学力を有することを確認した者には、博士の学位を授与する。

(専攻分野の名称)

第15条 博士の学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、看護学専攻においては看護学とし、健康科学専攻においては健康科学とする。

(博士論文の提出)

第16条 博士の学位を受けようとするときは、博士論文を研究科長に提出しなければならない。

2 前項の博士論文の構成内容は、あらかじめ査読のついた学術誌に投稿し、掲載又は受理されている論文2編(ただし、英文論文であれば1編とする。)を含むものとし、次の各号の要件を満たすものでなければならない。

(1) すべて筆頭著者であること。

(2) 英文論文の場合は、Medline、CINAHL 又は Scopus に収録されている学術雑誌に掲載又は受理されていること。

(3) 博士論文は、査読付きの学術論文であること。査読付きの学術論文とは原著論文以外に、研究報告、技術実践報告、事例(症例)報告、資料と分類された論文を含める。総説は含めない。ただし、総説に分類された文献研究(メタ分析を含む)は、原著論文として扱う。

(博士論文の審査及び最終試験)

第17条 研究科長は、博士論文を受理したときは、研究科委員会に審査を付託しなければならない。

2 研究科委員会は、付託された博士論文の審査及び最終試験を行うため、研究科委員会で指名する主査1名、副主査2名の審査委員からなる審査委員会を設置する。ただし、審査のため必要があると認めた場合には、学外の教員等を審査委員に加えることができる。

3 審査委員会の委員は教育研究審議会で指名する。

4 博士論文の審査は、口頭又は筆答により行う。

5 最終試験は、口頭又は筆答により行う。

6 最終試験は、博士論文の審査をもって充てることができる。

(審査委員会の報告)

第18条 審査委員会は、博士論文の審査及び最終試験の結果について、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(博士の学位授与の議決)

第19条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、博士の学位授与の可否について議決する。

2 博士の学位を授与するには、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(博士の学位の授与)

第20条 学長は、前条の報告に基づき、博士の学位を授与すると決定した者に、学位記(第3号様式)を交付する。博士の学位を授与しないものと決定した者には、その旨を文書で通知する。

2 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(博士論文の要旨等の公表)

第21条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その博士論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨を公表するものとする。

(博士論文の公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その博士論文を印刷公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

(博士の学位の取消)

第23条 第16条の規定は、博士の学位の場合に準用する。

第5章 補 足

(学位の名称の使用)

第24条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、当該学位名に「大分県立看護科学大学」の名称を付記しなければならない。

(その他)

第25条 この規程に定めるもののほか、学士の学位に関し必要な事項は教授会で、修士及び博士の学位に関し必要な事項は、研究科委員会で定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

卒 業 証 書
学 位 記



大学印

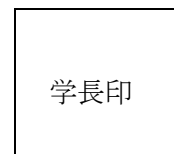
氏 名

年 月 日 生

本学看護学部看護学科所定の
課程を修めて本学を卒業した
ことを認め学士（看護学）の
学位を授与する。

年 月 日

大分県立看護科学大学長 氏 名



学長印

学 位 記



氏 名

年 月 日 生

本学大学院看護学研究科の
博士課程（前期）を修了
したので修士（〇〇〇学）の
学位を授与する。

年 月 日

大分県立看護看護大学長 氏 名



学 位 記



氏 名

年 月 日 生

本学大学院看護学研究科の
博士課程（後期）を修了
したので博士（〇〇〇学）の
学位を授与する。

年 月 日

大分県立看護科学大学長 氏 名

